

村 環 第 231 号
令和 7 年 12 月 24 日

村上市環境審議会
会長 梅田 久子 様

村上市長 高橋 邦芳

「第 2 次村上市環境基本計画中間見直し」について（諮問）

第 2 次村上市環境基本計画については、村上市環境基本条例に基づき令和 3 年度 3 月に策定され、計画期間は令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間となっております。

これまで市では、計画に基づき環境施策を積極的に推進してまいりましたが、経済社会情勢の変化や新たな環境問題の解決に柔軟に対応するため、計画期間の中間にあたる今年度、村上市環境基本計画の中間見直しを行うこととしました。

ついでには、村上市環境基本計画中間見直しについて、村上市環境基本条例第 9 条第 3 項及び第 5 項の規定により、貴審議会に諮問いたします。